

●介護給付

サービスの名称	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な必要の人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設への入所支援を行います。
重度障がい者包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、施設で入浴や排泄、食事の介助や創作活動などの機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間、入浴や排泄、食事の介助などをします。

●訓練等給付

サービスの名称	内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、地域で共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、企業や自宅へ訪問、来所し就労や生活の課題に対応できるよう必要な支援をします。